

佐賀県規則第 30 号

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県私立学校等に関する規則（平成 14 年佐賀県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定に基づき、知事の所管に属する私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校並びに学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項に規定する法人（以下「準学校法人」という。）に関する事務手続について、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （学校設置認可申請等） 第 2 条 学校教育法第 4 条第 1 項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の 3 月前までに知事に提出しなければならない。 <u>(1) 私立学校の設置 学校設置認可申請書（様式第 1 号）</u> <u>(2)～(9) 略</u> （学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出）	（趣旨） 第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定に基づき、知事の所管に属する私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校並びに学校法人及び私立学校法第 152 条第 5 項に規定する法人（以下「準学校法人」という。）に関する事務手続について、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （学校設置認可申請等） 第 2 条 <u>学校教育法第 4 条第 1 項の規定により私立学校の設置の認可を受けようとする者は、当該私立学校を開設しようとする月（以下「開設月」という。）の 15 月前までに学校設置認可申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。</u> <u>2 前項の規定により学校設置認可申請書を提出した者は、当該申請に係る審査において必要と認められる場合には、開設月の 8 月前までに関係書類提出書（様式第 1 号の 2）を知事に提出しなければならない。</u> <u>3 学校教育法第 4 条第 1 項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の 3 月前までに知事に提出しなければならない。</u> <u>(1)～(8) 略</u> （学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定による届出）

改正前	改正後
第5条 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更をしようとするとき <u>校地等変更届</u>（様式第21号） (11) <u>校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき校舎等変更届</u>（様式第22号） （私立の専修学校への準用等） 第6条 第2条（<u>第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。</u>）から前条（第1号、第5号、第6号及び第9号を除く。）までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第133条第1項において準用する同法第10条」と、前条中「令第27条の2第1項」とあるのは「学校教育法第131条」と、同条第4号中「学則の変更（令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき」とあるのは	第5条 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)～(9) 略 (10) 校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更をしようとするとき <u>校地等変更事前届</u>（様式第21号） (11) <u>校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分したとき又は用途の変更をしたとき校地等変更完了届</u>（様式第21号の2） (12) <u>校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき校舎等変更事前届</u>（様式第22号） (13) <u>校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分したとき又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えたとき校舎等変更完了届</u>（様式第22号の2） （私立の専修学校への準用等） 第6条 第2条（<u>第3項第4号、第5号、第7号及び第8号を除く。</u>）から前条（第1号、第5号、第6号及び第9号を除く。）までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第133条第1項において準用する同法第10条」と、前条中「令第27条の2第1項」とあるのは「学校教育法第131条」と、同条第4号中「学則の変更（令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき」とあ

改正前	改正後
「学則を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。 2 略 (私立の各種学校への準用) 第7条 第2条(<u>第9号を除く。</u>)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき」とあるのは「学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。 (私立学校審議会の組織) 第8条 私立学校法<u>第9条第1項</u>の規定に基づき設置する佐賀県私立学校審議会(以下「審議会」という。)は、委員12人をもって組織する。 2 略 (学校法人等の寄附行為の認可) 第12条 私立学校法<u>第30条第1項</u>又は同法<u>第64条第5項</u>において準用する同法<u>第30条第1項</u>の規定により学校法人又は準学校法人(以下「学校法人等」という。)の寄附行為の認可を申請しようとする者は、学校法人等を設立しようとする日の3月前までに、学校法人等寄附行為認可申請書(様式第26号)を知事に提出しなければならない。 (学校法人等の寄附行為の変更)	るのは「学則を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。 2 略 (私立の各種学校への準用) 第7条 第2条(<u>第3項第8号を除く。</u>)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき」とあるのは「学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。 (私立学校審議会の組織) 第8条 私立学校法<u>第8条第1項</u>の規定に基づき設置する佐賀県私立学校審議会(以下「審議会」という。)は、委員12人をもって組織する。 2 略 (学校法人等の寄附行為の認可) 第12条 私立学校法<u>第23条第1項</u>又は同法<u>第152条第6項</u>において準用する同法<u>第23条第1項</u>の規定により学校法人又は準学校法人(以下「学校法人等」という。)の寄附行為の認可を申請しようとする者は、学校法人等を設立しようとする日の3月前までに、学校法人等寄附行為認可申請書(様式第26号)を知事に提出しなければならない。 (学校法人等の寄附行為の変更)

改正前	改正後
第 13 条 <u>私立学校法第 45 条第 1 項又は同法第 64 条第 5 項</u>において準用する同法第 45 条第 1 項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとする者は、学校法人等寄附行為変更認可申請書（様式第 27 号）を知事に提出しなければならない。 2 <u>私立学校法第 45 条第 2 項又は同法第 64 条第 5 項</u>において準用する同法第 45 条第 2 項の規定による届出は、学校法人等寄附行為変更届（様式第 27 号の 2）により行わなければならない。 （学校法人等の解散） 第 14 条 <u>私立学校法第 50 条第 2 項又は同法第 64 条第 5 項</u>において準用する同法第 50 条第 2 項の規定により解散の認可又は認定を受けようとする者は、その解散しようとする日の 3 月前までに、学校法人等解散認可（認定）申請書（様式第 28 号）を知事に提出しなければならない。 2 <u>私立学校法第 50 条第 4 項又は同法第 64 条第 5 項</u>において準用する同法第 50 条第 4 項の規定による届出は、学校法人等解散届（様式第 29 号）により行わなければならない。 （学校法人等の合併） 第 15 条 <u>私立学校法第 52 条第 2 項又は同法第 64 条第 5 項</u>において準用する同法第 52 条第 2 項の規定により合併の認可を受けようとする者は、学校法人等合併認可申請書（様式第 30 号）を知事に提出しなければならない。 （登記の届出等） 第 16 条 <u>私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）第 2 条第 1 項</u>の規定による届出は、登記完了届（様式第 31 号）により行わなければならない。 2 <u>私立学校法施行令第 2 条第 2 項</u>の規定による届出は、役員変更届	第 13 条 <u>私立学校法第 108 条第 3 項又は同法第 152 条第 6 項</u>において準用する同法第 108 条第 3 項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとする者は、学校法人等寄附行為変更認可申請書（様式第 27 号）を知事に提出しなければならない。 2 <u>私立学校法第 108 条第 5 項又は同法第 152 条第 6 項</u>において準用する同法第 108 条第 5 項の規定による届出は、学校法人等寄附行為変更届（様式第 27 号の 2）により行わなければならない。 （学校法人等の解散） 第 14 条 <u>私立学校法第 109 条第 3 項又は同法第 152 条第 6 項</u>において準用する同法第 109 条第 3 項の規定により解散の認可又は認定を受けようとする者は、その解散しようとする日の 3 月前までに、学校法人等解散認可申請書（様式第 28 号）を知事に提出しなければならない。 2 <u>私立学校法第 109 条第 5 項又は同法第 152 条第 6 項</u>において準用する同法第 109 条第 5 項の規定による届出は、学校法人等解散届（様式第 29 号）により行わなければならない。 （学校法人等の合併） 第 15 条 <u>私立学校法第 126 条第 3 項又は同法第 152 条第 6 項</u>において準用する同法第 126 条第 3 項の規定により合併の認可を受けようとする者は、学校法人等合併認可申請書（様式第 30 号）を知事に提出しなければならない。 （登記の届出等） 第 16 条 <u>私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）第 6 条第 1 項</u>の規定による届出は、登記完了届（様式第 31 号）により行わなければならない。 2 <u>私立学校法施行令第 6 条第 2 項</u>の規定による届出は、役員等変更

改正前	改正後
(様式第 32 号) により行わなければならない。 (補則) 第 17 条 略	届 (様式第 32 号) により行わなければならない。 <u>(提出書類等)</u> 第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、各様式に定める添付書類以外の書類の提出を求め、又は添付書類の一部の提出を免除することができる。 (補則) 第 18 条 略

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第6条、第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

学 校 設 置 認 可 申 請 書

学校を設置したいので、
（学校教育法第4条第1項
学校教育法第130条第1項
学校教育法第134条第2項において準用する同法第

4条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 設置趣意書

2 学校の概要

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 学則
- (5) 開設の時期

3 添付書類

- (1) 施設概要調書
- (2) 学級編制表
- (3) 教職員組織表
- (4) 設置経費の明細
- (5) 経費の見積り及び維持方法（設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの収支予算書）
- (6) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
- (7) 校地、校舎等の図面（位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図）
- (8) 寄附行為（法人の場合に限る。）
- (9) 理事会及び評議員会議事録の写し（法人の場合に限る。）
- (10) その他知事が必要と認める書類

様式第 1 号の次に次の様式を加える。

様式第1号の2（第2条、第6条、第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

関係書類提出書

年 月 日付けで申請しました学校設置認可申請書について、関係書類を提出します。

1 設置趣意書

2 学校の概要

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 学則
- (5) 開設の時期

3 添付書類

- (1) 施設概要調書
- (2) 校具及び教具の明細表
- (3) 学級編制表
- (4) 教職員組織表
- (5) 教職員名簿
- (6) 教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し（職員を除く。）
- (7) 設置者（代表者）の履歴書及び私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であることを誓約する書面
- (8) 経費の見積り及び維持方法（設置経費の明細及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）
- (9) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
- (10) 校地、校舎等の図面（位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図）
- (11) 飲料水が衛生上無害であることを証する書類（上水道以外の場合に限る。）
- (12) 寄附行為（法人の場合に限る。）
- (13) 理事会及び評議員会議事録の写し（法人の場合に限る。）
- (14) その他知事が必要と認める書類

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第3号（第2条、第6条、第7条関係） 略 1 略 2 課程の概要 (1)～(4) 略 <u>(5) 経費の見積り及び維持方法</u> <u>(6) 略</u> 3 添付書類 (1)～(7) 略 (8) <u>収支予算書（申請年度及び翌年度）</u> (9)～(12) 略	様式第3号（第2条、第6条、第7条関係） 略 1 略 2 課程の概要 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u> 3 添付書類 (1)～(7) 略 (8) <u>経費の見積り及び維持方法（設置経費の明細、申請年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (9)～(12) 略
様式第5号（第2条、第7条関係） 略 1 略 2 学科の概要 (1)～(4) 略 <u>(5) 経費の見積り及び維持方法</u> <u>(6) 略</u> 3 添付書類 (1)～(7) 略 (8) <u>収支予算書（申請年度及び翌年度）</u>	様式第5号（第2条、第7条関係） 略 1 略 2 学科の概要 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u> 3 添付書類 (1)～(7) 略 (8) <u>経費の見積り及び維持方法（設置経費の明細、申請年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計</u>

改正前	改正後
(9)～(12) 略 様式第7号（第2条、第6条、第7条関係） 略 1～6 略 <u>7 経費の見積り及び維持の方法</u> <u>8 添付書類</u> (1) 新設置者（代表者）の履歴書及び私立学校法第38条第8項各号に該当しない者であることを誓約する書面 (2)・(3) 略 <u>(4)～(7) 略</u> 様式第8号（第2条、第7条関係） 略 1・2 略 <u>3 経費の見積り及び維持方法</u> <u>4 添付書類</u> (1)～(7) 略 (8) <u>収支予算書（申請年度及び翌年度）</u> (9)～(12) 略 様式第9号（第2条、第7条関係） 略	<u>画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (9)～(12) 略 様式第7号（第2条、第6条、第7条関係） 略 1～6 略 <u>7 添付書類</u> (1) 新設置者（代表者）の履歴書及び私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であることを誓約する書面 (2)・(3) 略 <u>(4) 経費の見積り及び維持方法（申請年度及び変更後2年間の事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> <u>(5)～(8) 略</u> 様式第8号（第2条、第7条関係） 略 1・2 略 <u>3 添付書類</u> (1)～(7) 略 (8) <u>経費の見積り及び維持方法（申請年度及び変更後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (9)～(12) 略 様式第9号（第2条、第7条関係） 略

改正前	改正後
1・2 略 <u>3 経費の見積り及び維持方法</u> <u>4 添付書類</u> (1)～(6) 略 (7) <u>収支予算書（申請年度及び翌年度）</u> (8)～(10) 略 様式第 16 号（第 5 条関係） 略 1～4 略 <u>5 経費の見積り及び維持方法</u> <u>6 略</u> <u>7 添付書類</u> (1)～(7) 略 (8) <u>収支予算書（申請年度及び翌年度）</u> (9)～(11) 略 様式第 18 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） 略 1～4 略 <u>5 経費の見積り及び維持方法</u> <u>6 略</u> <u>7 添付書類</u>	1・2 略 <u>3 添付書類</u> (1)～(6) 略 (7) <u>経費の見積り及び維持方法（申請年度及び変更後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (8)～(10) 略 様式第 16 号（第 5 条関係） 略 1～4 略 <u>5 略</u> <u>6 添付書類</u> (1)～(7) 略 (8) <u>経費の見積り及び維持方法（届出年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (9)～(11) 略 様式第 18 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） 略 1～4 略 <u>5 略</u> <u>6 添付書類</u>

改正前	改正後
(1)～(7) 略 (8) <u>設置経費の明細及び設置後 2 年間の事業計画並びにそれらに伴う収支予算書</u> (9)～(13) 略 様式第 20 号（第 5 条関係） 略 1～4 略 5 添付書類 (1) 変更後 2 年間の収支予算書 (2) 略 様式第 21 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） 略 <u>校地等変更届</u> 略 1～3 略 4 添付書類 <u>(1)～(4)</u> 略	(1)～(7) 略 (8) <u>経費の見積り及び維持方法（設置経費の明細、届出年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (9)～(13) 略 様式第 20 号（第 5 条関係） 略 1～4 略 5 添付書類 (1) <u>届出年度及び変更後 2 年間の収支予算書</u> (2) 略 様式第 21 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） 略 <u>校地等変更事前届</u> 略 1～3 略 4 添付書類 <u>(1) 校地等の変更に関する書類（売買契約書案又は工事請負契約書案、工事工程表の写し等）</u> <u>(2)～(5)</u> 略

様式第 21 号の次に次の様式を加える。

様式第21号の2(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

校 地 等 変 更 完 了 届

年 月 日付けで届け出ました 学校の校地等について、変更が完了しましたので関係書類を添えて届け出ます。

1 変更完了年月日

2 添付書類

(1) 権利関係を証する書類

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第 22 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） 略 <u>校舎等変更届</u> 略 1 ～ 3 略 4 添付書類 <u>(1) ～ (4)</u> 略	様式第 22 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） 略 <u>校舎等変更事前届</u> 略 1 ～ 3 略 4 添付書類 <u>(1) 校舎等の変更に関する書類（売買契約書案又は工事請負契 約書案、工事工程表の写し等）</u> <u>(2) ～ (5)</u> 略

様式第 22 号の次に次の様式を加える。

様式第22号の2（第5条、第6条、第7条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

校 舎 等 変 更 完 了 届

年 月 日付けで届け出ました 学校の校舎等について、変更が完了しましたので関係書類を添えて届け出ます。

1 変更完了年月日

2 添付書類

(1) 権利関係を証する書類

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第 23 号（第 6 条関係） 略 1 ～ 4 略 <u>5 経費の見積り及び維持方法</u> <u>6 略</u> <u>7 添付書類</u> (1) ～ (7) 略 (8) <u>収支予算書（申請年度及び翌年度）</u> (9) ～ (11) 略 様式第 26 号（第 12 条関係） 略 学校法人（準学校法人） の寄附行為の認可を受けたいので、 私立学校法 <u>第 30 条第 1 項</u> <u>第 64 条第 5 項において準用する同法第 30 条第 1 項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。 （添付書類） 1 ～ 4 略 5 設立代表者の履歴書及び私立学校法<u>第 38 条第 8 項各号</u>に該当しない者であることを誓約する書面 6 略 7 <u>役員の就任承諾書、履歴書及び私立学校法第 38 条第 8 項各号に該当しない者であることを誓約する書面</u>	様式第 23 号（第 6 条関係） 略 1 ～ 4 略 <u>5 略</u> <u>6 添付書類</u> (1) ～ (7) 略 (8) <u>経費の見積り及び維持方法（設置経費の明細、申請年度及び変更後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書）</u> (9) ～ (11) 略 様式第 26 号（第 12 条関係） 略 学校法人（準学校法人） の寄附行為の認可を受けたいので、 私立学校法 <u>第 23 条第 1 項</u> <u>第 152 条第 6 項において準用する同法第 23 条第 1 項</u> の規定により、関係書類を添えて申請します。 （添付書類） 1 ～ 4 略 5 設立代表者の履歴書及び私立学校法<u>第 31 条第 1 項各号及び第 2 項</u>に該当しない者であることを誓約する書面 6 略 7 <u>役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書</u>

改正前	改正後
8 <u>各役員について、役員のうちその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類</u> 9 <u>監事が理事、評議員又は当該法人の職員と兼ねていないことを証する書類</u> <u>10～14</u> 略 <u>15</u> 設立経費の明細及び設立後<u>2年間の事業計画</u>並びにそれらに伴う収支予算書 <u>16・17</u> 略 様式第27号（第13条関係） 略 学校法人（準学校法人）の寄附行為の変更の認可を受けた いので、私立学校法 第45条第1項 第64条第5項において準用する同法第45条 第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。 1・2 略 様式第27号の2（第13条関係） 略 学校法人（準学校法人）の寄附行為を変更したので、 私立学校法 第45条第2項 第64条第5項において準用する同法第45条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。 1～4 略 様式第28号（第14条関係）	8 <u>役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面</u> 9 <u>会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書</u> <u>10</u> <u>会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類</u> <u>11～15</u> 略 <u>16</u> 設立経費の明細及び設立後<u>修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画</u>並びにそれらに伴う収支予算書 <u>17・18</u> 略 様式第27号（第13条関係） 略 学校法人（準学校法人）の寄附行為の変更の認可を受けた いので、私立学校法 第108条第3項 第152条第6項において準用する同法第108 条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。 1・2 略 様式第27号の2（第13条関係） 略 学校法人（準学校法人）の寄附行為を変更したので、 私立学校法 第108条第5項 第152条第6項において準用する同法第108条第5項の規定により、関係書類を添えて申請します。 1～4 略 様式第28号（第14条関係）

改正前	改正後
略 学校法人等解散認可<u>（認定）</u>申請書 学校法人（準学校法人）の解散の認可<u>（認定）</u>を受けたいので、私立学校法^{〔<u>第 50 条第 2 項</u> <u>第 64 条第 5 項</u>において準用する同法<u>第 50 条第 2 項</u>〕}の規定により、関係書類を添えて申請します。 （添付書類） 略 様式第 29 号（第 14 条関係） 略 学校法人（準学校法人）を解散したので、私立学校法^{〔<u>第 50 条第 4 項</u> <u>第 64 条第 5 項</u>において準用する同法<u>第 50 条第 4 項</u>〕}の規定により、届け出ます。 1・2 略 様式第 30 号（第 15 条関係） 略 学校法人（準学校法人）（1）と学校法人（準学校法人）（2）の合併の認可を受けたいので、私立学校法^{〔<u>第 52 条第 2 項</u> <u>第 64 条第 5 項</u>において準用する同法<u>第 52 条第 2 項</u>〕}の規定により、関係書類を添えて申請します。 （添付書類） 1 略 2 <u>私立学校法第 52 条第 1 項の手續（同法第 42 条に規定する手續</u>	略 学校法人等解散認可申請書 学校法人（準学校法人）の解散の認可を受けたいので、私立学校法^{〔<u>第 109 条第 3 項</u> <u>第 152 条第 6 項</u>において準用する同法<u>第 109 条第 3 項</u>〕}の規定により、関係書類を添えて申請します。 （添付書類） 略 様式第 29 号（第 14 条関係） 略 学校法人（準学校法人）を解散したので、私立学校法^{〔<u>第 109 条第 5 項</u> <u>第 152 条第 6 項</u>において準用する同法<u>第 109 条第 5 項</u>〕}の規定により、届け出ます。 1・2 略 様式第 30 号（第 15 条関係） 略 学校法人（準学校法人）（1）と学校法人（準学校法人）（2）の合併の認可を受けたいので、私立学校法^{〔<u>第 126 条第 3 項</u> <u>第 152 条第 6 項</u>において準用する同法<u>第 126 条第 3 項</u>〕}の規定により、関係書類を添えて申請します。 （添付書類） 1 略 2 <u>私立学校法及び寄附行為に定める手續きを経たことを証する</u>

改正前	改正後
<u>を含む。）を経たことを証する書類</u>（各学校法人の理事会及び評議員会議事録の写し） 3 私立学校法第 55 条に該当する場合は、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類 4～7 略 8 合併後存続する学校法人又は合併によって新たに設立する学校法人の役員<u>の就任承諾書、履歴書及び私立学校法第 38 条第 8 項各号に該当しない者であることを誓約する書面</u>（合併後存続する学校法人については、引き続き<u>役員</u>たるものの就任承諾書を除く。） <u>9 略</u> <u>10 各役員について、役員のうちその配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていないことを証する書類</u> <u>11・12 略</u> 様式第 31 号（第 16 条関係） 略 下記事項について、組合等登記令の規定により登記したので、私立学校法施行令第 2 条第 1 項の規定により届け出ます。 1・2 略 3 添付書類 (1)・(2) 略	<u>書類</u>（各学校法人の理事会及び評議員会議事録の写し） 3 私立学校法第 129 条に該当する場合は、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類 4～7 略 8 合併後存続する学校法人又は合併によって新たに設立する学校法人の役員、<u>評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書</u>（合併後存続する学校法人については、引き続き<u>役員等</u>たるものの就任承諾書を除く。） <u>9 役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面</u> <u>10 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書</u> <u>11 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類</u> <u>12 略</u> <u>13・14 略</u> 様式第 31 号（第 16 条関係） 略 下記事項について、組合等登記令の規定により登記したので、私立学校法施行令第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。 1・2 略 3 添付書類 (1)・(2) 略

改正前	改正後
(3) 就任承諾書 (4) <u>私立学校法第38条第8項各号に該当しない者であることを誓約する書類</u> (5) <u>履歴書</u> (6) 略 (7) <u>各役員について、役員のうちにその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類</u> (8) <u>監事が理事、評議員又は当該法人の職員と兼ねていないことを証する書類</u> (9) 略 注 略 様式第32号（第16条関係） 略 <u>役員変更届</u> 本法人の役員（理事・監事）を変更したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により届け出ます。 （添付書類） 1 略 2 就任承諾書 3 <u>私立学校法第38条第8項各号に該当しない者であることを誓約する書類</u> 4 <u>履歴書</u>	(3) <u>役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書</u> (4) <u>役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面</u> (5) <u>会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書</u> (6) <u>会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類</u> (7) 略 (8) 略 注 略 様式第32号（第16条関係） 略 <u>役員等変更届</u> 本法人の役員等（理事・監事・評議員・会計監査人）を変更したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。 （添付書類） 1 略 2 <u>役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書</u> 3 <u>役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面</u> 4 <u>会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書</u>

改正前	改正後
<u>5 略</u> <u>6 各役員について、役員のうちにその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証する書類</u> <u>7 監事が理事、評議員又は当該法人の職員と兼ねていないことを証する書類</u> <u>8 略</u>	<u>5 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類</u> <u>6 略</u> <u>7 略</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び第7条の改正規定、様式第1号を改める改正規定並びに様式第1号の次に1様式を加える改正規定は、令和7年10月1日から施行する。